認知症対応型共同生活介護 及び 介護予防認知症対応型共同生活介護

利用契約書

お客様

| 氏 | 名 | |
|---------|--------|--|
| \perp | \sim | |

| 性別 | 男・女 | 生年月日 | 明・大・昭 | 年 | 月 | 日 |
|---------|-------|-------|---------|-----------|-------|---|
| 被保険者証番号 | | | | | | |
| 要介護状態区分 | | 要支援 2 | 2・要介護 1 | • 2 • 3 • | 4 • 5 | 5 |
| 要介護認定 | の有効期間 | 年 | 月日~ | 年 | 月 | 日 |

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「事業者」という)

| 事業者名 ケアサポート株式会社 |
|-----------------|
|-----------------|

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号:1191800133)

(適格請求書番号: T5-0300-0101-4248)

事業所((介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、以下「(介護予防)認知症高齢者グループホーム」略して「グループホーム」という)

| 事業所名 | グループホーム | ケアサポー | <u>・トそうか新善</u> | |
|-------|---------|-------|----------------|--|
| | | | | |
| | | | | |
| 利用開始日 | 年 |] 日 | | |
| | | | | |

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になったお客様に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、お客様に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、お客様は、事業者や他のお客様との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、お客様が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として 機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条(契約の目的)

事業者は、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従い、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という)を提供し、お客様は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間と更新)

- 1. 本契約の契約期間は______年___月___日から_____年___月___日までとします。ただし、契約期間満了日以前にお客様が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2. 契約期間満了日の30日前までに、お客様から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前にお客様が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条(身元引受人)

- 1. 事業者はお客様に対して身元引受人を定めることを求めるものとします。
- 2. 身元引受人は、本契約に基づくお客様の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、お客様の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 3. 前項の連帯保証人の負担は、極度額500,000円を限度とします。
- 4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、お客様又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5. 連帯保証人の請求があったときは、事業所は、連帯保証人に対し、遅滞なく、賃料及 び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、お客様の全ての債務の額等に 関する情報を提供致します。

第4条 (利用基準)

お客様が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛 同できること

第5条((介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 1. 事業者は、お客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を、速やかに作成します。
- 2. 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行ないます。
- 3. お客様は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができ

ます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき及びお客様の不利益となる 場合を除き、お客様の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

4. 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画をお客様及び身元引受人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

第6条(サービスの内容及びその提供)

- 1. 事業者は、お客様に対して、前条により作成される介護計画に基づき、次の各号の各種サービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく全体を包括して提供します。

入浴、排泄、食事、着替え等の介護

- 1) 日常生活上の世話
- 2) 日常生活の中での機能訓練
- 3) 相談、援助
- ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2. 事業者はお客様に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、お客様がその 状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提 供します。
- 3. 事業者は、身体的拘束その他お客様の行動を制限しません。ただし、お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由をお客様本人に説明し、理由及び一連の経過を身元引受人に報告します。
- 4. 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、 お客様の利用状況等を把握するようにします。

第7条 (医療上の必要への対応)

- 1. 事業者は、お客様が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、お客様の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2. 事業者は、お客様に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と 連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3. 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連携をとっています。

第8条 (利用料等の支払)

1. お客様は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並 びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等 を支払います。

尚、介護報酬単価に改定が行なわれた場合は速やかに「重要事項説明書(別紙)」を作成 し、お知らせ致します。

- 2. 事業者は、お客様が事業者に支払うべき(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、お客様が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、お客様に代わって保険者より支払いを受けます(以下「法定代理受領サービス」という)。
- 3. 事業者は、お客様に対し、毎月15日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。 請求明細書は、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けて記載しています。
- 4. 料金のお支払いは、原則、口座振替とさせていただきます。なお、口座振替にあたり株式会社ジェーシービー(収納代行会社)へ振替口座を預金口座振替依頼書にてご指定頂きます。お支払(振替)期日は、利用の翌月26日とします。また、期日に振替がなされなかった場合、又は上記以外の方法による場合は、手数料をお客様負担にて振込もしくは別途現金にてお支払いいただきます。
- 5. 事業者は、お客様からの要望があった際には、領収証を発行します。
- 6. お客様が事業者に支払うべき利用料等を正当な理由なく滞納した場合において、事業者がお客様に対して15日間以内に滞納額を支払うよう勧告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき事業者は、契約の解除を勧告します。

第9条(法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付)

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)認知症対応型共同生活介護 サービスを提供した場合において、お客様から利用料の支払いを受けたときは、お客様 が償還払いを受けることができるように、お客様に対してサービス提供証明書を交付し ます。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内 容、利用単位、費用等を記載します。

第10条(お客様の権利)

お客様は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を 行使することによって、お客様はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な 介護を継続 的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ ご家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ個人情報が守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は専門家又は第三者 機関の支援を受けること(苦情受付窓口等は「重要事項説明書」に記載しています。)

第11条(お客様及び身元引受人の義務)

お客様及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ①お客様の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ②他のお客様やその訪問者及び事業所職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の 指示に従うこと

ただし、お客様又は身元引受人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の 指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こ るすべてについてお客様及び身元引受人が 責任を負うことを明らかにした場合は その限りではありません。

- ④事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合は、速やかに事業者に知らせる こと
- ⑤市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について、お 客様及び身元引受人は協力をすること
- ⑥禁止事項
 - 1) 事業者もしくは事業所職員又は他のお客様に対し、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
 - 2) その他、決められた物(重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則等) 以外の持ち込み

第12条(造作・模様替え等の制限)

- 1. お客様は、居室に造作・模様替えをする場合、お客様は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用はお客様の負担とします。
- 2. お客様は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3. お客様は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第13条(契約の終了)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ①要介護の認定更新において、お客様が自立もしくは要支援1と認定された場合
- ②お客様が死亡した場合
- ③お客様又は身元引受人が第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告の期間が満了 した日
- ④事業者が第15条に基づき本契約の解除を通告し、予告の期間が満了した日
- ⑤お客様が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、 且つその移転先の受入れが可能となったとき

ただし、お客様が長期にグループホームを離れる場合でも、お客様又は身元引受人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます

⑥お客様が他の介護福祉施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能と なったとき

第14条(お客様の契約解除)

- 1. お客様及び身元引受人は事業者に対し、いつでも30日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。
- 2. お客様及び身元引受人は事業者に対し、次の各号に該当する場合においては、本条前項までの定めに関わらず催告することなく、この契約を解除することができます。
 - ①第22条の各号の確約に反する事実が判明したとき
 - ②本契約締結後に反社会勢力に該当したとき

第15条(事業者の契約解除)

1. 事業者はお客様及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な 予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は解除通告をするに当たって、次の第2号を除きお客様及び身元引受人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ①正当な理由なく、利用料その他自己の支払うべき費用を支払期日より 1 ヶ月滞納したとき
- ②伝染性疾患により他のお客様の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると 医師が認め、且つお客様の退所の必要があるとき
- ③お客様の行動が他のお客様の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、且 つお客様に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判 断したとき
- ④お客様及び身元引受人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の 見込みがないとき
- 2. 事業者はお客様及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合においては、本条前項までの定めに関わらず催告することなく、この契約を解除することができます。
 - ① 第22条の各号の確約に反する事実が判明したとき
 - ② 本契約締結後に反社会勢力に該当したとき
 - ③ お客様又はそのご家族等が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項に ついて、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し 難い重大な事情を生じさせた場合
 - ④ お客様又はそのご家族等が事業者の業務の円滑な遂行を妨害する場合
 - ⑤ 事業者や事業所職員又は他のお客様の生命・身体・財産・信用を毀損するなど 本契約を継続し難いほどの不信行為を行なった場合
 - ⑥ お客様又はそのご家族等が、事業者や事業所職員又は他のお客様に対し、ハラスメント行為(身体的、精神的、言語的又は性的な嫌がらせを含むがこれらに限らない)を行い、その結果、本契約を継続し難い状況を生じさせた場合

第16条(退所時の援助及び費用負担)

契約の解除あるいは終了によりお客様がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、お客様に対して、円滑な退所のために必要な援助を行います。尚、お客様の退去までにお客様の生活に要した費用等の実費は、お客様の負担とします。

第17条(事故発生後の対応)

- 1. 事業者はお客様に対する施設サービスにより事故が発生した場合は、速やかに市町村、 お客様のご家族に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に 際して採った措置について記録します。
- 2. 事業者は、事故の原因が事業所の責めに帰す場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。

事業者が加入している損害賠償責任保険 あいおいニッセイ同和損保株式会社

第18条(損害賠償)

- 1. 事業者は、この契約に基づいてサービス提供するにあたり、事業者もしくは事業者職員の故意又は過失、もしくはこの契約上の注意義務違反に反してお客様の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。ただし、その損害について、お客様の故意又は過失もしくはこの契約上の注意義務違反、事業者もしくは事業者職員の正当な業務上の指示に対し違反が認められる場合は、その状況を斟酌し、事業者はその賠償責任を免除、又は賠償額を減額することができるものとします。
- 2. 事業者は、万が一の事故発生に備えて「重要事項説明書」記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3. 事業者は、事業所の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。
 - ① お客様及び身元引受人が契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ② お客様及び身元引受人がサービスの実施にあたって、必要な事項に関する聴取、確認 に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害 が発生した場合
 - ③ お客様の急激な体調の変化、お一人での転倒、ベッドからの転落事故等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ お客様が、事業者もしくは事業所職員の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 4. お客様及び身元引受人は、施設に於いて、故意又は過失もしくは第 11 条に定めたお客様及び身元引受人の義務に違反して、事業者もしくは事業所職員又は他のお客様の生命・身体・財産に損害を与えた場合、建物又は備品を破損・紛失・汚損した場合には、その損害賠償責任を負います。
- 5. お客様の故意又は過失により、建物又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える 補修等が必要となった場合には、その費用はお客様が負担します。ただし、次に掲げ る自室の設備、又は備品については、退居時、又は破損時にお客様又は身元引受人の 負担により速やかに原状回復を行なうものとします。
 - ① カーテン・ふすまの類
 - ② 壁紙
 - ③ 自室の戸
- 6. 事業者及びお客様は、1項から5項の賠償について誠意を以って速やかに対応し、履

行するものとします。

第19条 (サービスの実施不能)

- 1. 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合は、お客様に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2. 前項の場合に事業者は、お客様に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第20条(秘密保持)

- 1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族に関する秘密、個人情報については、お客様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。 SNS 等での外部への発信は、双方の同意を得たものに限ります。
- 2. サービス担当者会議(ケアプラン会議)に於いて、お客様の情報を、事業所職員、並びに関係する居宅介護サービス事業者等で共有することに、お客様及び身元引受人は予め同意します。

第21条(債務損害遅延金)

お客様が本契約から生じる債務の支払いを延滞したときは、事業者は延滞金額に対して 年5%の割合による遅延損害金をお客様に対して請求することができるものとします。た だし、お客様は当該遅延損害金の支払いにより、事業者の契約解除権の行使を免れるも のではありません。

第22条(反社会的勢力の排除の確認)

お客様及び事業者は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約します。

- ①自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- ②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者をいう)又は身元引 受人等が反社会的勢力ではないこと
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- ④自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - 1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 2) 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第23条(合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、お客様の住所地を管轄する 裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、お客様及び身元引受人、事業者は予め 合意します。

第24条(契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めると

ころにより、お客様及び身元引受人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

上記の契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名の上、 各自1通 ずつ保有するものとします。

| 年 | | , こ しョ 月 | 日 | | | |
|-----|-----|-------------|----------------|----------|-------------------------|-------------------|
| + | , | 7 | Н | | | |
| お客様 | 兼) | | | | | |
| | (氏 | 名〉 | | | | |
| | 《電話 | 番号〉 | | | _ | |
| | | | 署名代行者: | | (続柄: |) |
| 市世心 | 呆証人 |) | | | | |
| | | 所〉 | | | | |
| | 〈氏 | 名〉 | | | | |
| | 〈電話 | 番号〉 | | ⟨Mail⟩ | @ | |
| | 〈勤務 | 先〉 | | | | |
| | 〈勤務 | 先住所 | 5 > | | | |
| | 〈勤務 | 先電話 | 番号〉 | | | |
| | | | | | | |
| 事業者 | 旨) | | | | 万大宮区土手町 1-2 | 2 |
| | | | | ケアサポート株式 | C会社 : T5-0300-0101-4 | 248) |
| | | | 〈委 任 者〉 | | | 4 4 0) |
| Ę | 事業所 | ŕ | 〈所 在 地〉 | 埼玉県草加市新善 | 等町224-1 | |
| | | | 〈事業所名〉 | グループホーム | ケアサポートそ | うかき |

 〈指定番号〉
 1191800133

 〈受任者〉
 所長
 三木
 優梨花

認知症対応型共同生活介護 及び 介護予防認知症対応型共同生活介護 **重要事項説明書**

作成日 2025年 10月 1日

1. 事業主体概要

| 事業主体名 | グループホーム ケアサポートそうか新善 |
|-----------------|---|
| 法 人 名 | ケアサポート株式会社 |
| 代表者名 | 堀越 太志 |
| 所 在 地 | 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2 |
| 法人の理念 | 多くの地域高齢者の方々が、「 生涯住み慣れた地域 」で生活し、「その人らしく・ゆったり・のびのびとした暮らし」が送れるような介護サービスの提供を実現するために設立しました。当法人はお客様へ職員の「真心」を伝えられる企業を目指します。 |
| 他の介護保険関 連の事業 | デイサービスセンター ケアサポートそうか新善 (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護) |
| 他の介護保険以 外の事業 | なし |

2. ホーム概要

| ホーム名 | グループホーム ケアサポートそうか新善 |
|------------------|---|
| ホームの目的 | 共同生活が可能な認知症高齢者が落ち着いた雰囲気の家庭的な住居に少人数で住み、24時間の専門的な援助の下でそれぞれの個性と能力を発揮しながら暮らしていく場であり、その為のサービスを行なう家である。 |
| ホームの運営方針 | 認知症であっても人間の尊厳を大切に、お客様が住み慣れた地域の中で当たり前に暮らしていく。 「一生勉強・一生青春」をテーマに、個々に専門性を以って対応できる職員(パートナー)の資質向上を図る共に、お客様の安全と危機管理の徹底を行なう。 |
| ホームの責任者 | 江藤和美 |
| 開設年月日 | 平成 23 年 3 月 1 日 |
| 保険事業者指定番号 | 1191800133 |
| 所在地 電話・FAX 番号 | 埼玉県草加市新善町224-1 (電 話) 048-946-6565 (FAX) 048-946-6566 |

| 交通の便 | (電車)東武スカイツリーライン新田駅より徒歩約20分 (自動車)国道4号線草加バイパス交差点「新善町」より200m | |
|--|--|--|
| 敷地概要(権利関係) | (自動車)国道4号線草加バイバス交差点「利普町」より200m 所有者:(土地/建物) 株式会社 trefle | |
| 建物概要(権利関係) | 構造:構造:重量鉄骨造2階建 延床面積:779.5 m² | |
| 居室の概要 | 全室(1 8室)個室 定員 18名 洗面台を設置 居室の外はベランダとなっており自由な雰囲気 | |
| 共用施設の概要 | 食堂・台所・浴室・脱衣洗濯室 各1室 便所2ヶ所(各居室前)・身体障害者用便所1ヶ所 お客様と共に作業するカウンター付きの台所、そばには 談笑ので きる食堂がある。段差の解消やエレベーターの設置等、安全への配 慮も徹底している。 | |
| 緊急対応方法 | 協力病院(緊急指定) : 青木中央クリニック 協力医院(かかりつけ医): 入居者のかかりつけによる | |
| 防犯防災設備 避難設備:非常通報装置・火災報知器・消火器・スプリ゙ 避難設備等の概要 防犯設備:防犯用照明 | | |
| 損害賠償責任保険 加入先 | あいおいニッセイ同和損保株式会社 | |
| 第三者評価実施の 有無 | なし | |

3. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 定期的に面会をして下さい。
- ② 原則として通院や入院、薬が必要な場合はご家族による付添いをお願い致します。 また付添えない場合はご家族の責任で付添いを依頼して下さい。
- ③ 持込の制限 貴重品、他のお客様の迷惑になるもの、危険なもの等は持ち込みを制限します。
- ④ 貴重品

貴重品及び所持品につきましては、特別な事情があり、入所時に申告され当事業所へ管理依頼いただいたものに関してのみ、書面にて確認の上、管理品とさせていただきますが、それ以外でお持ちになられたもの、又は日常的にお客様が身に付けられているもの(衣類以外)は管理外とさせていただきます。お客様が所持、使用されておられます時の紛失、損傷などは免責事項とさせていただきます。

- ⑤ 事業所内外で、けが等の事故が起きた場合、再発防止の観点から、ご家族に協力を求める場合があります。
- ⑥ 事業所設備の使用上の注意
 - ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
 - ・ 故意に事業所設備を壊したり、汚したりした場合には、お客様に自己負担により現状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。

- ・ 事業者もしくは事業所職員やお客様に対し、宗教活動、政治活動、営利活動な ど行うことはできません。
- ⑦ 著しい身体能力の低下により生活維持が困難になった場合は、事業所職員の指示 に従って下さい。
- ⑧ 死亡の際は、遺体及び遺留金品を速やかにお引き取り下さい。
- ⑨ 事業者の指示には協力すると共に、身元引受人等の変更が生じた場合には速やかに連絡して下さい。
- ⑩ 個人の生活消耗品は自己負担となります。
- ⑪ 原則として、行事にはご家族も参加して下さい。

4. 協力医療機関名

| 協力医療機関名① | 青木中央クリニック |
|----------|---------------------------|
| 協力医療機関名② | 個別に指定(利用者のかかりつけ医)【かかりつけ医】 |
| 協力歯科医院名① | Lea lea 歯科クリニック |

5. ご家族の緊急連絡先

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | |
|---------------------------------------|-----------|-------------|----------------------------|
| | 第1緊急時の連絡先 | | 証人と同じ ご場合は記載不要 |
| 氏 名 | | 続 柄 | |
| 住 所 | | | |
| 電話番号 | | メール アドレス | |
| | 第2緊急時の連絡先 | | 施人と同じ 近人と同じ ご場合は記載不要 |
| 氏 名 | | 続 柄 | |
| 住 所 | | | |
| 電話番号 | | メール アドレス | |

- *緊急連絡先につきましては、必ず連絡がとれる人(場所)をご指定ください。
- *当事業所からのお知らせ、通知等にも上記連絡先を使用させて頂く場合がございます。

6.サービス内容に関する相談・苦情

ホーム苦情相談窓口 担当者氏名:江藤 和美

048 - 946 - 6565

草加市 介護保険課 :048-922-0151

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係:048-824-2568

7. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします

一、虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- 二、虐待防止のための指針の整備
- 三、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

8. 秘密保持

- (ア)事業者及び事業所職員は、サービス提供をする上で知り得たお客様及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、この守秘義務は契約終了後も同様です。SNS等での外部への発信は、双方の同意を得たものに限ります。
- (イ) サービス担当者会議 (ケアプラン会議) 等に於いて、お客様の情報を、事業所職員、並びに関係する居宅介護サービス事業所で共有することに、お客様は予め同意します。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ないます。

- 10. 従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2)継続研修 年4回以上

11. 補足

下記に掲げる項目については、「重要事項説明書(別紙)」にて説明することとし、介護保険法の見直し等により内容に変更が生じる場合には速やかに書面にてお知らせ致します。

- ① 介護保険料(基本料金)
- ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービス
- ③ 職員体制及び勤務体制

(*ただし人事異動等による記載内容の変更については省略致します。)

グループホーム ケアサポートそうか新善認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護利用にあたり、お客様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項及び「重度化した場合における対応に係る指針」の説明をしました。

年 月 日

(事業者)

〈事業所名〉 グループホーム ケアサポートそうか新善

〈代表者名〉 所長 三木 優梨花

〈所 在 地〉 埼玉県草加市新善町224-1

〈説明者名〉

私は、契約書及び本書面により、事業者からグループホーム ケアサポートそうか新善 についての重要事項及び「重度化した場合における対応に係る指針」の説明を受け同意交付を受けました。

| _ | 〈お客様氏名〉 | | |
|---|---------|------|---|
| | | | |
| | 署名代行者: | (続柄: |) |

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書(別紙)

作成日 2025年 10月1日

1. 介護保険料(基本料金) 地域単価:10.45円

| 要介護度 | 単位数 | 1日あたりの料金 1日あたりの 自己負 | | 負担分 | |
|-------|-----|----------------------------|-------|---------|---------|
| 安川 喪良 | 半世級 | 1日めたりの枠金 | 1割 | 2 割 | 3割 |
| 要支援 2 | 749 | 7,827 円 | 783 円 | 1,566 円 | 2,349 円 |
| 要介護 1 | 753 | 7,868 円 | 787 円 | 1,574 円 | 2,361 円 |
| 要介護 2 | 788 | 8,234 円 | 824 円 | 1,647 円 | 2,471 円 |
| 要介護3 | 812 | 8,485 円 | 849 円 | 1,697 円 | 2,546 円 |
| 要介護 4 | 828 | 8,652 円 | 866 円 | 1,731 円 | 2,596 円 |
| 要介護 5 | 845 | 8,830 円 | 883 円 | 1,766 円 | 2,649 円 |

2. 介護保険料 (加算料金) ※対象の方のみ

| 加管点纸 | □ * | 単位 | 利用料 | 1回あたりの自己負担分 | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|-------|----------|-------------|---------|---------|
| 加算名称 | 回数 | 数 | 金 | 1割 | 2 割 | 3 割 |
| 初期加算 ※ (入居日から 30 日) | 1 日 | 30 | 313 円 | 32 円 | 63 円 | 94 円 |
| 医療連携体制加算Ⅰハ | 1 日 | 37 | 386 円 | 39 円 | 78 円 | 116 円 |
| 協力医療機関連携加算I | 1月 | 100 | 1,045 円 | 105 円 | 209 円 | 314 円 |
| 若年性認知症受入加算※ | 1 日 | 120 | 1,254 円 | 126 円 | 251 円 | 377 円 |
| 退居時相談援助加算※ | 1回限り | 400 | 4,180 円 | 418 円 | 836 円 | 1,254 円 |
| 退居時情報提供加算※ | 1回 | 250 | 2,612 円 | 262 円 | 523 円 | 784 円 |
| 看取り介護加算1※ (死亡日以前31日以上45 日以下) | 1日 | 72 | 752 円 | 76 円 | 151 円 | 226 円 |
| 看取り介護加算2※ (死亡日以前4日以上30日 以下) | 1 日 | 144 | 1,504 円 | 151 円 | 301 円 | 452 円 |
| 看取り介護加算3※ (死亡日以前2日又は3日) | 1 日 | 680 | 7,106 円 | 711 円 | 1,422 円 | 2,132 円 |
| 看取り介護加算4※ (死亡日) | 1 日 | 1,280 | 13,376 円 | 1,338 円 | 2,676 円 | 4,013 円 |
| 口腔衛生管理体制加算 | 1月 | 30 | 313 円 | 32 円 | 63 円 | 94 円 |
| 科学的介護推進体制加算 | 1月 | 40 | 418 円 | 42 円 | 84 円 | 126 円 |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ | 1ヶ月 | 10 | 104 円 | 11 円 | 21 円 | 32 円 |
| | | | | | | |
| 処遇改善加算Ⅱ | {全ての利用者負担額×17.8% (サービス別加算率)}×負担割合 | | | | | |

※サービス提供体制強化加算・処遇改善加算については、事業所の人員体制の状況を踏ま えて算定させていただきます。

3. サービス及び利用料等

| - 200 13/11/14 | | | | |
|------------------|---|----------|--|--|
| 保険給付サービス | 食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等、日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練・健康管理・相談・援助等。 上記については包括的に提供され、表 1.による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動あり)及び表 2.の加算料金が自己負担となります。 | | | |
| 居室の提供(家賃) ※月額 | 18 室 | 65,000 円 | | |
| 食事の提供 | 1,950 円/1 日単位(おやつ含) | | | |
| 光熱水費 | 19,600 円/月額(電気・水道・ガス等) | | | |
| 共益費 | 20,000 円/月額 建物(付帯設備含)及び入居者が共用する備品の維持管理費及びその他入 居者間で共用し、個別に算定しがたい消耗品等の費用。 | | | |
| 入居契約金 | なし | | | |

*ただし、月途中の入居について、月額が定められている家賃・光熱水費・共益費は、入居日当日を起算日とした日割り計算とする。

*食事の提供費は日割り計算の対象となるが、1食単位ではなく1日単位とする。

その他費用

| 名称 | | 金額 | 単位 | 課税対象 | |
|---------------|------------------------------|-------|----------|------|--|
| 紙おむつ | | 110 円 | 1 枚 | 非課税 | |
| 紙パンツ | | 160 円 | 1 枚 | 非課税 | |
| 尿取りパッド(レギュラー) | | | 1 枚 | 非課税 | |
| 尿取りパッド (スーパー) | | | 1 枚 | 非課税 | |
| 尿取りパッド(ロング) | | | 1 枚 | 非課税 | |
| 清拭タオル | | | 1袋(50枚) | 非課税 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 保険対象外サービス | 各個人の利用に応じて自己負担となります。 | | | | |
| | 料金の改定は理由を付して | 事前に連絡 | に連絡されます。 | | |
| 個人消耗品の費用 | その他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。 | | | | |
| その他費用 | 近隣行事への参加や旅行等は自己負担となります。 | | | | |

4. 職員体制

| 職員の職種 | 員数 | 保有資格 | 研修会等受講内容 | |
|--------|----|------------------|----------------|--|
| 管理者 | 1人 | 介護福祉士 | 実践者研修 管理者研修 | |
| 計画作成担当 | 2名 | 介護支援専門員 介護福祉士 | 実践者研修 | |

| 介護従事者 | 15 名以上 | 初任者研修 実務者研修 介護福祉士 | |
|-------|--------|-------------------------|--|
|-------|--------|-------------------------|--|

^{*}著しい記載内容の変更が生じた場合は書面にてお知らせ致します。

5. 勤務体制

| | 勤務帯 | 勤務時間 | 勤務人数 | 合計人数 | |
|-------|-----|-------------|------|------|--|
| 昼間の体制 | 早番 | 7:00~16:00 | 2 人 | | |
| | 日勤 | 8:00~17:00 | 1人 | 6人 | |
| | 日勤 | 10:30~19:30 | 1人 | | |
| | 遅番 | 12:00~21:00 | 2 人 | | |
| 夜間の体制 | 夜勤 | 21:00~7:00 | 2 人 | 2人 | |